

甘楽町通学路 交通安全プログラム



甘楽町通学路交通安全推進協議会

(目 的)

1. 甘楽町通学路交通安全プログラムの目的

近年、集団登校中の列に自動車が飛び込み、通学途中の児童が犠牲となる交通事故が増加傾向にあります。当町の道路は、国道254及び県道下高尾小幡線、富岡神流線、金井小幡線が幹線道路として走り、その沿線には、3小学校、1中学校が点在しますが、これら通学用道路の一部には、必ずしも安全とは言えない箇所が見受けられる中、平成24年8月、関係機関が連携し町内各小学校の通学路における緊急合同点検の実施に併せて対策案を講じるなど活動してまいりました。

この緊急合同点検を一過性のものとせず地域をあげて継続的に通学路の安全対策に取り組むため「甘楽町通学路交通安全プログラム」を策定し、今後は、本プログラムに基づき、関係機関の連携を密にして児童生徒が安全に通学できるように通学用道路の安全確保を図ります。

(組 織)

2. 通学路安全推進協議会の設置

本プログラムの具現化を図るため、緊急合同点検で議論した関係者等を構成員とする「甘楽町通学路安全推進協議会」を設置しました。

(1) 推進協議会組織

- ・甘楽町PTA会長（小学校3名）
- ・交通安全協会支部長（4名）
- ・交通指導隊長（1名）
- ・甘楽町学校代表（小学校3名、中学校1名）
- ・総務課長（1名）
- ・建設課長（1名）
- ・建設課 建設係補佐（1名）
- ・富岡警察署 交通課（1名）
- ・総務課交通安全担当（1名）
- ・建設課 都市計画係補佐（1名）
- ・富岡土木事務所（1名）
- ・教育課（5名）

(2) 推進協議会の役割

本協議会は「甘楽町通学路交通安全プログラム」の策定、対策の実施状況確認、対策効果の把握、対策の改善・充実の検討等及び継続的な通学路交通安全の確保に向けた検討をおこないます。

また協議会の代表者として会長及び副会長を選任します。

(方 針)

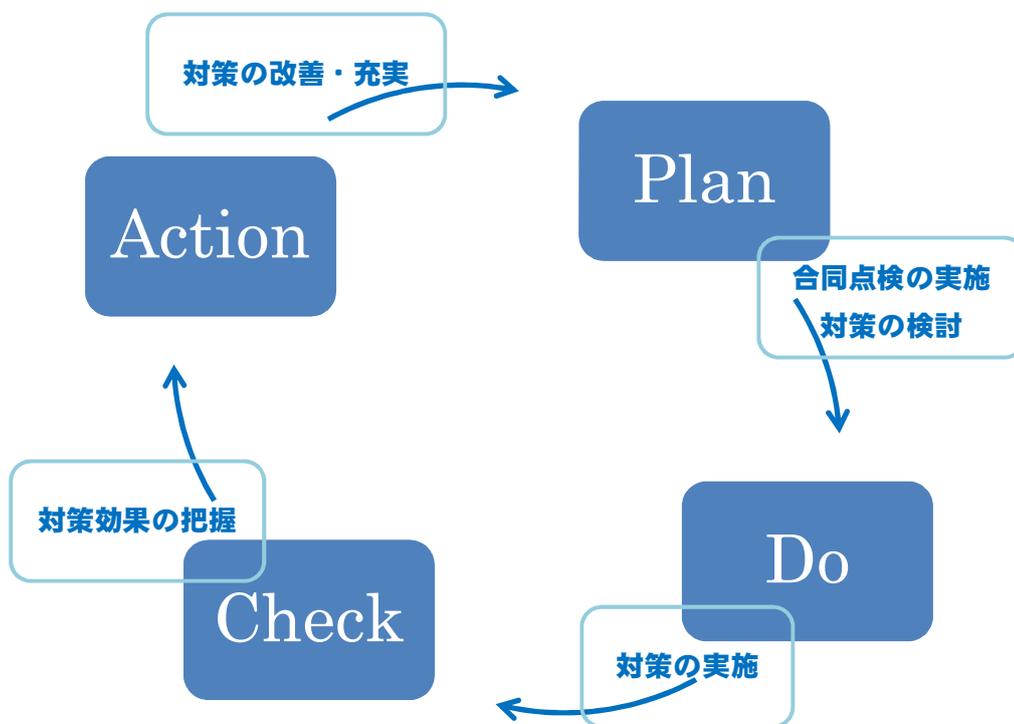
3. 取組み方針

(1) 基本的な考え方

継続的な通学路の安全を確保するため、緊急合同点検後も合同点検を実施し、対策実施後の効果を検証するとともに、地域の実情に見合う必要な対策の改善・充実の検討をおこないます。

これらの取組みをPDCAサイクルとして実践し、本町通学用道路の安全性向上を図っていきます。

甘楽町通学路交通安全確保のPDCAサイクル概要



(2) 定期的な合同点検 (Plan)

①実践時期等

- ・町内一円を、年1回合同点検を行います。
- ・通学路安全推進協議会において重要課題を設定し、効率的かつ効果的な合同点検を実施します。

②点検体制

- ・学校、道路管理者、警察等の参加により実施します。

(3) 対策の検討 (Plan)

・合同点検の結果により明らかになった対策必要箇所は、箇所ごとに歩道整備や防護柵の設置、ゾーン30指定等の交通規制などハード面での対策のほか交通安全協会による交通安全教育などのソフト面での対策について抽出箇所ごとに具体的な実施メニューを検討します。

(4) 対策の実施 (Do)

・各抽出箇所の対策案の実施にあたっては、緊急度合の格付けを行うとともに対策が円滑に進むよう対策を講じるべき関係者間で連携を図ります。

(5) 対策効果の把握 (Check)

☆合同点検結果に基づく対策実施の進捗状況と、講じられた対策に対しての効果期待度の達成率の検証を行います。

- ・車両と歩行者の離隔など安全性を測定
- ・事故件数の減少などを把握

など、対策実施後の効果を把握するための手法を検討し、対策効果の把握を実施します。

(6) 対策の改善・充実 (Action)

・対策実施後も、合同点検や効果把握の結果を踏まえて、対策内容の改善・充実を図ります。

(公 表)

4. 箇所図、箇所一覧の公表

・点検結果や対策内容については、関係者間で認識を共有するために校下ごとの「対策一覧表」及び「対策箇所図」を作成し、甘楽町ホームページや広報等を通じ公表します。
